

平成 28 年 2 月 25 日

一般社団法人廃棄物資源循環学会
会員の皆様

一般社団法人廃棄物資源循環学会
第 1 4 期役員選挙管理委員会
委員長 宮脇健太郎

一般社団法人廃棄物資源循環学会第 1 4 期役員選挙について(通知)
平成 28 年 2 月 22 日に開催した第 1 4 期役員選挙管理委員会の審議結果を報告します。

1. 役員候補者の決定

(1) 立候補者

立候補届締め切り期日までに届け出のあった立候補者は表 1、表 2 のとおりでした。

表 1 理事立候補者 (受付順)

番号	氏名	所属	会員区分
1	藤田 泰行	(株)タクマ	メーカー・エンジニアリング
2	秩父 薫雅	(株)神鋼環境ソリューション	メーカー・エンジニアリング
3	家山 一夫	日立造船(株)	メーカー・エンジニアリング
4	長田 守弘	新日鉄住金エンジニアリング(株)	メーカー・エンジニアリング
5	川本 克也	岡山大学	大学
6	東條 安匡	北海道大学	大学
7	吉岡 敏明	東北大学	大学
8	田中 綾子	福岡大学	大学
9	塩山 欣春	鹿島建設(株)	建設会社
10	中村 恵子	健康・環境デザイン研究所	環境カウンセラー (市民)
11	島岡 隆行	九州大学	大学
12	高岡 昌輝	京都大学	大学
13	由田 秀人	中間貯蔵・環境安全事業(株)	処理業
14	貫上 佳則	大阪市立大学	大学
15	大迫 政浩	(国研) 国立環境研究所	国立研究機関
16	森口 祐一	東京大学	大学

表 2 監事立候補者 (受付順)

番号	氏名	所属	会員区分
1	峠 和男	(株)サン・ビック	コンサルタント

(2) 役員選挙候補者の確定

前項に示した立候補者について、一般社団法人廃棄物資源循環学会役員を選任に関する規程第 5 条第 1 項により立候補届・推薦届を審査したところ要件を満たしていました。これにより、前項に示した理事立候補者 16 名および監事立候補者 1 名を役員選挙候補者と確定しました。

2. 選挙

一般社団法人廃棄物資源循環学会役員を選任に関する規程第 4 条により投票は行わないこととします。

3. 当選者の決定

一般社団法人廃棄物資源循環学会選挙管理委員会規程第4条（4）に基づき、理事選挙候補者16名、監事選挙候補者1名を役員候補者の当選者とします。以下に役員選挙に関する規程及び審議概要を参考として付記します。

<審議概要>

一般社団法人廃棄物資源循環学会には、定款により役員として理事15名以上20名以内および監事2名以上3名以内をおくこととなっています(参照①)。この役員候補者は正会員の投票による選挙で選任されます。理事選挙候補者の数が16名を超える場合には、投票により16名までを選出します。理事選挙候補者の数が16名を超えない場合ならびに監事選挙候補者の数が2名を超えない場合は、投票を行いません(以上参照②)。

一般社団法人廃棄物資源循環学会 第14期役員候補者の選任にあたっては、上述の投票を行わない場合に該当することから無投票とし、選挙管理委員会の権限により表1および表2に示した立候補者を役員候補者の当選者とします(参照③)。

参照① 一般社団法人廃棄物資源循環学会 定款

(役員等の種類)

第16条 この学会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

参照② 一般社団法人廃棄物資源循環学会役員に関する規程

(総則)

第1条 一般社団法人廃棄物資源循環学会定款（以下「定款」という。）第17条による役員を選任については、定款に定めるほか、この規程による。

(役員候補者の選任)

第2条 役員候補者（以下「役員候補者」という。）の選任については、正会員の選挙による。

2 前項の規定にかかわらず、理事候補者については、4名を超えない範囲で理事会の推薦による候補者を選任することができる。ただし、第4条の規定により投票を行わない場合は、20名より理事選挙候補者を差し引いた数を越えない範囲で、理事会の推薦による候補者を選任することができる。

3 監事は2名とする。ただし、第4条の規程により投票を行わない場合は、理事会の推薦による候補者を選任することが出来る。

(選挙の方法)

第3条 選挙は、投票による。

(無投票)

第4条 第5条第1項の規定により選任されかつ第5条第2項で規定する理事候補者として第2条第1項の選挙の対象となる者（以下「理事選挙候補者」という。）の数が、16名を超える場合は、16名まで投票で選出する。理事選挙候補者が16名を超えない場合は、投票を行わない。また、第5条第2項で規定する監事選挙候補者の数が、2名を超えない場合は、投票を行わない。

(役員選挙候補者の選任)

第5条 役員選挙候補者の選任は、正会員10名以上の推薦をもって立候補した者とする。

ただし、役員選挙候補者の選任にあたりフェロー会員1名につき正会員4名の推薦に相等するものとする。

参照③ 一般社団法人廃棄物資源循環学会選挙管理委員会規程

(選挙管理委員会の権限)

第4条選挙管理委員会は、次の事務を管理する。

(4)当選者の決定